

デイサービスセンター松崎十字の園 運営規程

(目的)

第1条 社会福祉法人十字の園が開設するデイサービスセンター松崎十字の園（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護の事業又は指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し（以下「要介護者等」という）、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練及び必要な日常生活上の世話を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービスセンター松崎十字の園
- (2) 所在地 賀茂郡松崎町江奈157番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 従業者
 - ① 看護職員 1人以上
看護職員は、看護業務を行う。
 - ② 生活相談員 1人以上
生活相談員は、生活相談業務を行う。
 - ③ 介護職員 3人以上
介護職員は、介護業務を行う。
 - ④ 機能訓練指導員 1人以上
機能訓練指導員は、機能訓練業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。但し、年末年始を除く。
- (2) 営業時間 1単位当たりのサービス提供時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。延長希望の方は午後7時30分まで利用可能とする。但し、午後6時30分から午後7時30分に関しては別途延長加算が発生する。事業所の開所時間は、午前8時30分から午後7時30分までとする。

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25名とする。

(事業の内容、利用料等)

第7条 事業の内容、利用料及びその他の費用は次のとおりとする。

(1) 事業内容

① 身体の介護に関する援助

- ・排泄の介助
- ・移動、移乗の介助

② 入浴に関する援助

- ・衣類着脱の介助
- ・身体の清拭、洗髪、洗身
- ・その他必要な入浴介助

③ 食事に関する援助

- ・準備、後始末の介助
- ・食事摂取の介助
- ・その他必要な食事の介助

④ 送迎に関する援助

- ・移動、移乗動作の介助
- ・送迎

⑤ 相談、助言に関する援助

- ・利用者及び家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

⑥ その他の援助

- ・レクリエーション
- ・グループワーク
- ・行事的活動
- ・体操
- ・機能訓練
- ・休養(養護)

(2) 利用料及びその他の費用

① 利用料 事業を提供した場合の利用料の額は、介護保険の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである場合は、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。尚、それ以外の食材料費、おむつ代、その他日常生活において通常必要となるものに係る費用で利用者に負担させることが適当と認められる費用については、別紙に掲げる費用を徴収する。

② 通常の実施地域以外の地域の利用者の送迎費用

通常の実施地域の境から片道概ね5キロメートル未満 1,000円

通常の実施地域の境から片道概ね5キロメートル以上10キロメートル未満 1,500円

通常の実施地域の境から片道概ね10キロメートル以上は、利用者等と協議し決定した額とする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第8条 通常の実施地域は、松崎町、西伊豆町、下田市の一部(蓮台寺駅以西)

とする。

(利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者が事業の提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項。

- (1) 事業所によるサービス等重要事項文書の説明を受けたときは、その内容をよく確認し、それらに同意するか否かを伝えること。
- (2) 利用者に応じた通所介護計画がされているか確認すること。
- (3) 事業所からの利用料その他の費用の説明をよく確認し、支払うこと。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業所は事業の提供を行っているときに利用者の病状等の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(虐待防止)

第11条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 虐待防止の措置を講ずるための担当者を置く。

2 事業所はサービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は非常災害に対して、利用者の生命、身体の安全及び保護を図るための対策を期さなければならない。

- (1) 防災部会 防災管理を徹底するため、同一建物内の特別養護老人ホームと共に防災委員会を構成し、事業所の従業者1名が委員として参加する。
- (2) 部会の任務 施設及び防災設備の維持管理に関すること。
利用者及び職員に対する防災教育及び防災訓練に関すること。
利用者の避難誘導に関すること。
災害時における家族、関連機関との連絡方法に関すること。
- (3) 防災訓練 災害時における利用者及び職員の生命、身体の安全及び保護並びに被害の軽減を図るため、防災訓練を行うものとする。また、訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等への参加する等地域との連携を重視する。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 その他運営に関する重要事項は次のとおりとする。

- (1) 事業所は利用者に対して適切な事業ができるよう、従業者の勤務態勢を定めておかななければならない。
- (2) 事業所は事業の提供に際しては、定員を超えて行わないこと。
- (3) 事業所は当該施設において感染症が発生、又はまん延しないように委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

- (4) 事業所の見やすい場所に、運営、職員、サービスに関する重要事項を掲示する。
- (5) 従事者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならず、従事者でなくなった後においても同様とする。また、サービス担当者会議等において、個人情報を用いる場合はあらかじめ同意を得ておくものとする。
- (6) 事業所は提供した事業に関する利用者からの苦情に、迅速かつ適切に対応するために、窓口を置く等の措置を講ずる。
- (7) 事業所は利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- (8) 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定通所介護又は指定介護予防・日常生活支援総合事業と、その他の事業の会計を区分しなければならない。
- (9) 事業所は施設及び設備構造、従業者並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。また、利用者に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (10) 事業所は従業者の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設ける。

採用時研修	採用後1か月以内
継続研修	年1回以上
- (11) 事業所は全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- (12) この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2002（平成14）年4月1日から施行する。

- 2002（平成14）年 9月30日改訂
- 2003（平成15）年 7月 3日改訂
- 2004（平成16）年 4月12日改訂
- 2007（平成19）年11月 1日改訂
- 2010（平成22）年12月15日改訂
- 2011（平成23）年 4月 1日改訂
- 2012（平成24）年 6月 1日改訂
- 2024（令和 6）年 3月 1日改訂